

四天王寺流基幹本「堂記集」の内容的特質 (1)

和様堂の設計規範

SUBSTANTIAL ANALYSIS OF "DŌKI-SHŪ" ON MAINSTAY BOOKS
IN THE ARCHITECTURAL REFERENCE BOOKS
OF SHITENNŌJI SCHOOL

Part 1 The design norm of Japanized-style temple

河田克博*, 麓 和善*, 内藤 昌**

Katsuhiko KAWATA, Kazuyoshi FUMOTO and Akira NAITO

In this paper, we made a detailed comparison of descriptions on the Japanized-style temples between two "Dōki-shū" books in "Shoki-shū" and in "Shōmei" to analyze their substantial characteristics. The analysis shows that majority of descriptions found only in "Shōmei" and some different descriptions between both books were deliberately added and revised in "Shōmei" in the later ages. In these addition and revision, we found some tendency in plans toward expansion of interior space, standardization of facade design, and adaptation for building regulations of temple since 1668, and in elevation and roof toward emphasis on the Japanized-style design.

Keywords: Mainstay books in Shitennōji school, "Dōki-shū", "Shoki-shū", "Shōmei", Substantial characteristics, The Japanized-style

四天王寺流基幹本, 「堂記集」, 「諸記集」, 「匠明」, 内容的特質, 和様

序

四天王寺流基幹本『諸記集』・『匠明』のなかでも特に「堂記集」は、江戸幕府作事方の流派意識を鮮明にする史料である¹⁾。既稿では、両書で不相応な項目が多く、構成上の変化も「門記集」に次いで豊かで、史料全体の記述は『匠明』が詳細であるが、両史料相互に脱落する要素も存在すること、さらに項目内容全体は、『匠明』が『諸記集』に比較して唐様(禅宗様)建築の顕現を極力おさえ、逆に和様建築や明様式を顕示している特質を指摘した。

そこで本稿では、両史料の記述内容をより詳細に比較検討して共通する祖本の内容を推定・考察した上で、「堂記集」における両史料の設計内容の時代的特質を論究する。

1. 項目構成

「堂記集」における両書の記載項目および構成・順序は、記載位置が異なるものがほとんどであるが、項目名称ないし内容が相応するものが多数あり、そのうち数項目は「堂記集」以外の項目と対応している。その他の項目は史料間で全く相応しない(図-1)。まず、これらを相応・移動・非相応の項目にて、構成上の特質を総括する。

1-1 相応項目

『諸記集』における^①②③は、『匠明』の^①②③の各項

目に記載位置も含めて対応するが、記述量は『匠明』の方が相当多い。また^④⑤は、項目構成上の記載位置は異なるものの^⑥⑦の内容にそれぞれ対応し、^⑧⑨⑩と同様に『匠明』の方の記述量が多い。他に単独の項目で対応するものに、^⑪⑫と^⑬⑭、^⑮⑯と^⑰⑱があり、後者は両書ほぼ同量の記述であるが、前者は『諸記集』の記述が多い。

また、経蔵および輪蔵の木割を記す^⑲⑳は^㉑㉒に、三間仏殿および須弥壇の内容を記す^㉓㉔㉕は^㉖㉗に、法堂を記述する^㉘㉙㉚は^㉛㉜に、僧堂を記す^㉝㉞は^㉟㊱に、『諸記集』で複数項目に分記される内容が『匠明』では単独項目に対応している。これらのうち三間仏殿・法堂・僧堂については、内容の異同はあるものの両史料の記述量はほぼ同量であるが、経蔵・輪蔵を記した^㊲㊳の記述量は^㊴㊵に比べ圧倒的に多い。

1-2 移動項目

移動項目の主体は門である。門の木割を記した^㊶㊷㊸㊹㊺㊻は、『匠明』においては「門記集」に移動して^㊼㊽㊾㊿にそれぞれ対応している。これらの門は、特に禅家伽藍を構成する建築として『諸記集』では「堂記集」に記載され、『匠明』では建築形式としての「門」の分類を意識して「門記集」に載せられるわけである¹⁾。また、奥書を記した項目^㊿㊻は、『諸記集』では「塔記

* 名古屋工業大学工学部社会開発工学科 助教授・工博

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Urban & Civil Engineering, Faculty of Engineering, Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.
Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Formative Arts, Aichi Sangyō University, Dr. Eng.

** 愛知産業大学造形学部建築学科 教授・工博

『諸記集』		図	『匠明』	
分類番号	項目名		分類番号	項目名
諸堂①	三間四面堂之図		諸堂①	三間四面堂之図
諸堂②	五間四面堂之図		諸堂②	五間四面堂之図
諸堂③	七間四面堂之図		諸堂③	七間四面堂之図
諸堂④	拾壹間四面堂之図		諸堂④	七間四面堂打作堂図
諸堂⑤	拾壹間四面堂之図		諸堂⑤	七間四面二角作堂図
諸堂⑥	拾壹間四面堂之図		諸堂⑥	九間四面打作堂之図
諸堂⑦	拾壹間四面堂之図		諸堂⑦	拾壹間四面堂之図
諸堂⑧	北京大仏殿之図		諸堂⑧	北京大仏殿之図
諸堂⑨	同三間四面堂之図		諸堂⑨	同三間四面堂之図
諸堂⑩	八角堂之図		諸堂⑩	八角堂之図
諸堂⑪	六角堂之図		諸堂⑪	六角堂之図
諸堂⑫	南行作等用三間仏殿之図		諸堂⑫	南行作等用三間仏殿之図
諸堂⑬	南行作等用五間仏殿之図		諸堂⑬	南行作等用五間仏殿之図
諸堂⑭	法堂之図		諸堂⑭	法堂之図
諸堂⑮	法堂之図		諸堂⑮	法堂之図
諸堂⑯	法堂之図		諸堂⑯	法堂之図
諸堂⑰	法堂之図		諸堂⑰	法堂之図
諸堂⑱	法堂之図		諸堂⑱	法堂之図
諸堂⑲	法堂之図		諸堂⑲	法堂之図
諸堂⑳	法堂之図		諸堂㉑	法堂之図
諸堂㉒	法堂之図		諸堂㉒	法堂之図
諸堂㉓	法堂之図		諸堂㉓	法堂之図
諸堂㉔	法堂之図		諸堂㉔	法堂之図
諸堂㉕	法堂之図		諸堂㉕	法堂之図
諸堂㉖	法堂之図		諸堂㉖	法堂之図
諸堂㉗	法堂之図		諸堂㉗	法堂之図
諸堂㉘	法堂之図		諸堂㉘	法堂之図
諸堂㉙	法堂之図		諸堂㉙	法堂之図
諸堂㉚	法堂之図		諸堂㉚	法堂之図
諸堂㉛	法堂之図		諸堂㉛	法堂之図
諸堂㉜	法堂之図		諸堂㉜	法堂之図
諸堂㉝	法堂之図		諸堂㉝	法堂之図
諸堂㉞	法堂之図		諸堂㉞	法堂之図
諸堂㉟	法堂之図		諸堂㉟	法堂之図
諸堂㊱	法堂之図		諸堂㊱	法堂之図
諸堂㊲	法堂之図		諸堂㊲	法堂之図
諸堂㊳	法堂之図		諸堂㊳	法堂之図
諸堂㊴	法堂之図		諸堂㊴	法堂之図
諸堂㊵	法堂之図		諸堂㊵	法堂之図
諸堂㊶	法堂之図		諸堂㊶	法堂之図
諸堂㊷	法堂之図		諸堂㊷	法堂之図
諸堂㊸	法堂之図		諸堂㊸	法堂之図
諸堂㊹	法堂之図		諸堂㊹	法堂之図
諸堂㊺	法堂之図		諸堂㊺	法堂之図
諸堂㊻	法堂之図		諸堂㊻	法堂之図
諸堂㊼	法堂之図		諸堂㊼	法堂之図
諸堂㊽	法堂之図		諸堂㊽	法堂之図
諸堂㊾	法堂之図		諸堂㊾	法堂之図
諸堂㊿	法堂之図		諸堂	法堂之図

図-1 「堂記集」の項目構成比較

集」の諸堂⑩に於いた内容で、わずかな用語・表現の変化が認められるにすぎない¹⁾。

これらの移動項目は結果的に両史料の編纂意図の主要な特質となり、『諸記集』から『匠明』への内容構成上の学理体系化過程を論ずる際の検討課題となる。

1-3 非相応項目

『諸記集』に記す廻廊(諸堂⑫)・庫裏(諸堂⑮⑲)・浴室(諸堂⑰⑳)・西浄(諸堂⑱)の各木割は、『匠明』5巻中には全く認められない。『匠明』では圓堂⑩「僧堂」の末文に「一、惣門、山門、鐘樓、庫裏、西浄、浴室、此等ノ木碎ハ禪家伽藍集ニ委ク記也」とあるので、『匠明』であえて省略したと察せられるが、いずれも唐様を基本とする項目であることに留意すべきであろう。

逆に、『諸記集』になく『匠明』のみに載せられる項目に圓堂④～⑧⑩～⑫⑬～⑱の13項目がある。

圓堂④～⑦は、いずれも和様または半唐様²⁾の本堂の木割を記す項目で、先の相応項目圓堂①～③を規模変化させた内容である。続いて記される圓堂⑧「北京大仏殿之図」は方広寺大仏殿の記述で、両「堂記集」中で唯一実寸のみで記される項目である。付図によれば正面柱間が11間であるから、前項目「拾壹間四面堂之図」の延長上にある実例として載せられたものと考えられる³⁾。

圓堂⑩「輪藏鞘 同三間四面堂之図」は三間四面経藏の木割で、前項目の五間四面経藏の規模変化した半唐様と察せられる項目である。

圓堂⑪「八角堂之図」・圓堂⑫「六角堂之図」は、和様円堂の木割を記した項目であるが、他家の体系・整備された木割書⁴⁾には一般に円堂の木割は見られず、その意味でやや特異な項目といえる。

圓堂⑬「鐘撞堂」は前項目の袴腰をもつ「鐘樓之図」に続く鐘樓木割の変化項目で、袴腰をもたない、いわゆる平鐘樓の木割である。

圓堂⑭「学殿之図」・圓堂⑮「皇帝合宮之図」は、儒教ないしは明様式の建築の木割を記し、しかも両項目ともに立面図を載せており⁵⁾、他家一般の木割内容と比べても異質な項目である。

圓堂⑯「天台宗二用惣指図」・圓堂⑰「真言宗二用惣指図」は、続く圓堂⑱「禅家二用惣指図」とともに伽藍全体の建物配置を宗派別に記した項目で、3図とも南を右にして図全体の寸法などの描写様態が近似している。

これらの非相応項目は、両書に記載される建築の様式比率を特徴付けており、特に『匠明』における流派意識を強調する性格を論じる上で検討すべき項目といえよう。

以上、相応項目・移動項目・非相応項目の別に両書の項目構成を総括したが、「堂記集」における両史料間の記述内容の変化あるいは祖本との相違は、特に記述内容が同巻内で対応し共有する要素を含む項目同士を比較考察することで論じることができる。そこで、上記の相応項目について、その内容を詳細に比較考察するが、特に本稿では、設計規範としての和様堂の木割を記す項目について、和様堂建築に対する『諸記集』・『匠明』の内容変化の特質を論じ、その他の唐様を主とした様相については次稿によりたい。なお、移動項目・非相応項目については、項目構成上の学理体系化過程を主題に論じる必要があり、さらに別稿で考察したい。

2. 相応項目の内容一和様堂の設計規範一

『諸記集』・『匠明』の相応項目のうち、諸堂①～③および圓堂①～③は、いずれも和様堂の設計規範を述べたものである。しかも構成変化の著しい「堂記集」の中にあつて記載位置を変えずに対応する希少な項目となっている点は、和様の正統を意識する平内家の堂木割の根幹をなす項目といえる¹⁾⁶⁾。以下、これらの項目について、特に両史料間で相違する記述内容を比較検討し、その要因や背景を考察していく(項目の名称は『諸記集』に従う)。

2-1 「参間四面堂之図」

三間堂の木割を記す諸堂①と圓堂①を比較すると、前述のように『匠明』の記述量が相当多いが、中の間・脇の間の柱間枝数など共通する内容から、木割の基本部分は両書同様と見て差し支えない。

両書に共通して記される事項は、諸堂①の全部分が該当するが、そのうち相違する内容が3箇所ある。また両書の方のみに記述される内容については、当項目では『諸記集』のみにある記述は全くなく、すべて『匠明』のみに記されるものである(図-2)。その中には当項目でのみ展開される木割表現も含まれ、それを記すには平内正信に匹敵する木割の復原的能力を要するゆえ、記述量の少ない『諸記集』当項目をもって慶長期祖本の近似内容とみることを疑問視する見解もあった⁷⁾。しかしながら、『諸記集』5巻全体と東大本『匠明』成立当時⁸⁾には既刊の『新編雛形』、さらに当時の大工棟梁ならほぼ持ち合せていると察せられる経験や知識に依拠すれば、『匠明』のみに記述される内容の加筆は、江戸時代前期の発達した建築学書の時代相として評価しなければならないであろう。

当項目の記述内容とその順序を記述量の多い『匠明』に従って概観すると、まず指図を含めた平面関係の事項が記され、次いで壁部分の高さ方向の軸部を述べた立面関係事項、立面関係ではあるが別して検討する必要のある組物から上の軒・屋根関係の事項、再び平面関係に戻り来迎柱・向拝に関する事項があり、最後にさまざまな部分詳細事項が記される。以下、これらの事項区分ごとに、両史料で相違する記述内容を比較考察する。

2-1-1 平面関係事項

平面に関しては、まず両書に記される指図が大きく相違している。諸堂①の指図は三間四方の正方形平面で、向拝はなく、室内の来迎柱は背面から1間目の柱通りに置かれる。柱間枝数は背面の側柱通りにのみ記され側面には記されないが、こ

れは次に続く項目¹⁾も同様で、いずれも正方形平面であるゆえに側面の記入を略したものと考えられる。建具の表示は、正面・側面の中間に「扉」とある他、正面の脇間に「櫓(=連子)」(() 内; 筆者注、以下同)・「櫓但葎共」と記すにとどまり、また屋根形状の表示もなく、指図全体は極めて簡潔である。それに対し²⁾の指図には、向拝が付き、来迎柱は半間後退した位置に記され、屋根形状の表示もあり、柱間枝数・建具も縦横の側柱通りに詳しく示され、全体として整った図となっている(図-2の1)および図-3、以下)付の数字は図-2による)。

一方、³⁾の指図を東大本『匠明』で詳細に検討すると、背面から1間目の柱通り部分に来迎柱を描いていたと思われる抹消痕が認められる(図-3)。三間堂の遺構においては、堂内の四本柱が、二本に減り、後退していくという古代から中世への展開過程があり、その展開は近世でも見られる⁹⁾。また来迎柱を半間後退させる手法は、木割書では一般に「すき(退)り立」あるいは「しき(退)り立」と呼ばれ、江戸中期以降の書にはしばしば見られるが、江戸前期以前には記述が認められない¹⁰⁾。これらの点を考へると、『匠明』の抹消痕は、¹⁾と同じ位置に来迎柱を記していたものを意図的に抹消改変し半間後退させた証左とみなされる。なお来迎柱径を示す29)は、「三間仏殿」の記述の引用と思われる、両書で若干異なる部分を考慮すると『諸記集』に近似している¹¹⁾。

向拝については、¹⁾では指図だけではなく、(説文)¹²⁾、すなわち文章のみで説いた記述中にも全く記されないが、³⁾では、指図の描写とともに(説文)中に直接・間接的に向拝に関する事項が相当記される(2)・9)・30)~36)・41))。ところが、五間堂を述べる⁴⁾・⁵⁾では、両書ともに向拝が指図に描写されるものの、(説文)には⁴⁾に向拝に関する記述が「向拝中ノ間程出也」とわずかながらあるのに対し⁵⁾には全く記されていない。さらに次の七間堂を記す⁶⁾・⁷⁾を見ると、両書ともに正面・背面に向拝が描写されるが、(説文)では⁶⁾に全く記されないのに対し

と述べ、江戸中期以降の書にはしばしば見られるが、江戸前期以前には記述が認められない¹⁰⁾。これらの点を考へると、『匠明』の抹消痕は、¹⁾と同じ位置に来迎柱を記していたものを意図的に抹消改変し半間後退させた証左とみなされる。なお来迎柱径を示す29)は、「三間仏殿」の記述の引用と思われる、両書で若干異なる部分を考慮すると『諸記集』に近似している¹¹⁾。

向拝については、¹⁾では指図だけではなく、(説文)¹²⁾、すなわち文章のみで説いた記述中にも全く記されないが、³⁾では、指図の描写とともに(説文)中に直接・間接的に向拝に関する事項が相当記される(2)・9)・30)~36)・41))。ところが、五間堂を述べる⁴⁾・⁵⁾では、両書ともに向拝が指図に描写されるものの、(説文)には⁴⁾に向拝に関する記述が「向拝中ノ間程出也」とわずかながらあるのに対し⁵⁾には全く記されていない。さらに次の七間堂を記す⁶⁾・⁷⁾を見ると、両書ともに正面・背面に向拝が描写されるが、(説文)では⁶⁾に全く記されないのに対し

一致する記述内容		相違する記述内容		備考	
内容項目	『諸記集』	関連	『匠明』	判断	備考
1) 指図	(向拝なし、来迎柱は柱通り)	×	(向拝付き、来迎柱が半間後退、屋根表示あり)	○	『匠明』における改変・加筆。
2) 向拝の間柱間枝数*	—	×	棟柱式様	○	『匠明』における向拝部分の加筆。
3) 柱形状	—	×	丸柱ニスヘシ	○	『匠明』における加筆。
4) 垂木せい	—	×	成ハ式分増三可用、ノ	○	『匠明』における加筆。
5) 経路子せい	—	×	(経路子) 成ハ五分ノ厚ニ、ノ	○	『匠明』における加筆。
6) 経路厚さ	—	×	板厚サ半成上同シニ、ノ	○	『匠明』における加筆。
7) 経路長さ	—	×	経路サハ木内面ヲ覆ヘシ	○	『匠明』における加筆。
8) 長押柱からの出	—	×	同厚成三分ニ、ノ	○	『匠明』における加筆。
9) 長押上の小間	長押ノ上ニノ柱半分ノ小間ヲ置	×	上根ハ柱上ハヨリ御柱柱ノ巻木ハサミノ可打、	○	『匠明』における改変。
10) 長押取付高さ	—	×	観根ハ内法ノ真ニ可用、巻木ハ小間ハノ真ヨリ上エ可打、又巻木五尺ノ斗ヨリ上太間ハ真ヨリ下エ可打、ノ	○	『匠明』における加筆。
11) 柱間幅	—	×	厚サ三分ニ、ノ	○	『匠明』における加筆。
12) 柱間本幅	—	×	同厚成ハ柱間本幅ニ、其内ノ椽ヤウスヘシ、ノ	○	『匠明』における加筆。
13) 大斗の幅と六間割規定・せいと五間割規定	—	×	一、彼物ハ大斗並サ柱同、内四ニ、然共ノ少大キクモ可用、成ハ五分半算、ノクハ六間割、高サハ五間割、ノ	○	『匠明』における加筆。
14) 肘木の幅・せい	—	×	同厚成ハ大斗幅三ツ割ニ、ノ椽分ヲスヘシ、成ハ式分増、	○	『匠明』における加筆。
15) 巻斗の行幅・せい・木口幅・幅五間割規定・せい五間割規定	—	×	同厚斗ノ行幅成木末間ヨリ可用、成ハ木末ノ成ニ少下クスヘシ、木口ハノ木末厚サ三ツ割、巻分ツノ両方スヘシ、クハ五間割、ノ高サハ五間割ニスヘシ、	○	『匠明』における加筆。
16) 実肘木の幅・せい・端長さ	—	×	同厚ノ木末下ハ四方、ハナ長サハ椽ノ見キリ椽ヤウスヘシ、ノ	○	『匠明』における加筆。
17) 丸桁のせい・幅	—	×	一、丸桁成ハ七分算、厚サハ椽並サノ木間ヨリ可用、ノ	○	『匠明』における加筆。
18) 隅木幅	—	×	同厚木厚サノ椽並サ、但瓦屋椽ニハ少ノ太ク可用、ノ	○	『匠明』における加筆。
19) 牙負のせい・幅	—	×	一、牙負成ハ四分半算、厚サ木末下ハ同ノ、	○	『匠明』における加筆。
20) 牙負の成り	—	×	椽ハ其木末ヨリ、ノ	○	『匠明』における加筆。
21) 地垂木・飛椽木均配	—	×	一、高配六尺三寸七分算、小高式寸ノ三分算、	○	『匠明』における加筆。
22) 野地引連均配	同ノ野地六寸五分高配、	×	原野地六寸三分算、	○	『匠明』における改変。
23) 原たるみ	—	×	原タツミ、成サ巻木三寸三ツ割ノタツミ可用、ノ	△	『匠明』における加筆か。
24) 破風立所	—	×	一、破風九折外面ヨリ、	△	『匠明』における加筆か。
25) 破風の幅・厚さ	—	×	椽下ハ長サニノ寸算、但大キナル要ハ九分算ニモ可用、厚サハ椽木間亦ト可用、	○	『匠明』における加筆。
26) 梁架	—	×	同厚梁架ハ椽五尺間可用、ノ	○	『匠明』における加筆。
27) 梁野地均配・振懸	—	×	梁野地ハ五寸五分ノ配ニスヘシ、椽ハ大キナルヤウニ割此書、此野地ノフル也、同小棟作りハ要ノ配ニ寸高配ニ若、但椽ノ行長キ常ハ見合、表ノ高配ニモ可用、又小棟作りヲマツマ作リ共ノ成リ、	○	『匠明』における加筆。
28) 小棟作り	—	×	一、表連柱太サ八寸ノ柱ニ式分増ニスヘシ、	○	『匠明』における加筆。
29) 来迎柱径	—	×	一、向拝ノ間、梁行ハ破風長サ三ツ割ノ割、上ヨリ登分サケ、椽ノ真三寸、ノ	○	『匠明』における加筆。
30) 向拝柱位置	—	×	同厚長サハ三寸高配ニ、五尺、四尺ニスヘシ、同外壁、破風トモニ拾枝カケノヘシ、又面ノ廣マツテモ吉、	○	『匠明』における加筆。
31) 向拝の長垂木均配・軒出・障子出	—	×	同厚柱太サハ八分算、ノ四方柱ニ可用、	○	『匠明』における加筆。
32) 向拝柱径・柱形状	—	×	同厚柱ノ成ハ八分算、厚サハ四分半算、	○	『匠明』における加筆。
33) 向拝柱間のせい・幅	—	×	同内ノハナ厚サハ椽ノ厚サ同シ、長サハノ木末ノ所ニテ、アイ御柱ノ柱間ノ木ヲキ、其内椽ヤウスヘシ、	○	『匠明』における加筆。
34) 向拝手後の厚さ・長さ	—	×	同厚ノ破風幅ハ長サ三寸算、上増ハ巻分ノ半増ニスヘシ、	○	『匠明』における加筆。
35) 向拝破風の幅・上増	—	×	同厚カケシ掛魚、幅ハノ破風幅ノ半ニ、サカリハ中器ノ同高シニ、其内椽ヤウスヘシ、ノ	○	『匠明』における加筆。
36) 向拝前隠懸魚幅・せい	—	×	一、高懸高サハ椽七本半算ト云リ、ノ内椽ハ椽木ニ用、同厚木ハ平ノ椽厚サニ用、同厚木半ハ地合ニ、上ノ下ノ内式木ト可用、ノ平椽、地合ノ椽ハ椽式木、	○	『匠明』における加筆。
37) 高懸高、架木径、平桁せい・幅、地垂せい・幅、地垂と平桁と架木の各高さ	—	×	同ノタツミノ幅ハ椽式木、上ハ下ノ六間割ニ、四分ヲ可用、厚サハノ椽並サ半分ニスヘシ、	○	『匠明』における加筆。
38) 挿束の幅・斗束幅・厚さ	—	×	同厚法珠ノ柱太サ、椽短柱太面ノ内ニスヘシ、ノ椽式木半吉、	○	『匠明』における加筆。
39) 扉宝珠径	—	×	同厚法珠ハ其柱片面ノケテ、高サ式ツノラベ、上宝玉ノ大キサハ下サノ片面スレ可用、高サハ同ノ上マテ同高シ、ヒボハ三寸ニ有、ノ上ハ三寸割、或分ヲ宝玉ノ長サニスヘシ、椽ノ太サハ下ニテ三ツ割ニ、其内椽ヤウスヘシ、	○	『匠明』における加筆。
40) 扉宝珠の各大きさ・形状	—	×	一、椽短柱太サハ椽柱ノ柱内ニスヘシ、ノ	○	『匠明』における加筆。
41) 経路太さ	—	×	同厚椽幅ハ五分算、厚サハノ短半分ニスヘシ、ノ	○	『匠明』における加筆。
42) 経路のせい・幅	—	×	一、扉、門ノ片厚ハ三寸割ニ、又式ツ割カマテノ割三寸可用、ノ	○	『匠明』における加筆。
43) 戸口の底幅	—	×	但扉厚ニハ椽厚サ同シ、ノ同厚椽幅ハ片厚割ニ割、ノ椽分ヲスヘシ、厚サハ椽ト同シ、ノ椽ノ幅ハ定規面内ニスヘシ、ノ	○	『匠明』における加筆。
44) 板戸の厚さ、定規椽の幅・厚さ、端のせい	—	×	一、半椽幅ハ椽ノ成ト同シ、九メハ表ノ椽厚サニ、狭リヲ九メヘシ、同柱ノヨリ外ハ椽ノクミ半分出シ、但ノ半椽ノ見合可用、ノ	○	『匠明』における加筆。
45) 帯輪の幅・形状・柱との取合	—	×	一、方椽幅ハ半算、厚サハ六ツ割、ノ	○	『匠明』における加筆。
46) 方立の幅・厚さ	—	×	同厚椽、椽幅四方ニスヘシ、ノ	○	『匠明』における加筆。
47) 障子の取合	—	×	一、掛魚カケラニテ、破風ノ椽式、長サハ同高シ、但配ノヌルキホトミヲカクノスヘシ、椽ハハツ割、高サハツ割ニ、ノ四分ヲガラスニスヘシ、椽ヤウスヘシノアリ、椽ノ厚サ三分算、	○	『匠明』における加筆。
48) 懸魚の幅・高さ・腰幅・椽縁割付・椽縁	—	×	一、椽縁手先長サ、椽八枝ヲ踏ヘシ、上ノ山カケハ斗尻ホトキ、椽ノ太サノ椽木間ホトニ、	○	『匠明』における加筆。
49) 椽縁の長さ・山形長さ・加幅	—	×		○	『匠明』における加筆。

凡例(図-5・6も同様); 1) *付の内容項目は付図中に記されるものを示す。 2) 関連において、[X]は両書で異なるもの、[]は一方にあって他方ないものを示す。 3) 判断において、両書の相違の内容を想定して、相違の内容と思われるものを○、後世における変容と思われるものを×、特に体系化にともない意図的に変容したものを図、以上のいずれも決しがたいものを△とする。

図-2 「三間四面堂」の記述内容比較(諸記①-匠明①)

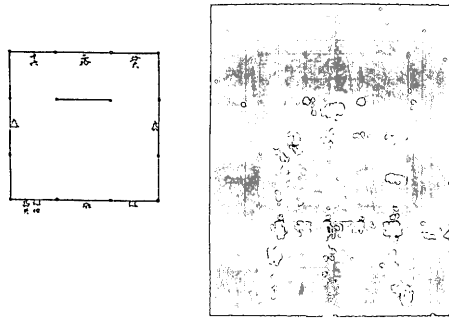


図-3 「三間四面堂」指図(左;『諸記集』、右;『匠明』透写写真)

圓堂③では30行中8行に及ぶ向拝に関する記述がある。これら3項目を通した向拝の記述状態からみると、〈説文〉で詳述される圓堂①③に比して圓堂②の記述は編纂上異状といえ、むしろ圓堂②にのみわずかに記し全体として向拝の木割をさほど重視していない『諸記集』の記述状態に整合性がうかがえる。この点に関して、『建仁寺派家伝書』-「諸堂」¹³⁾においては、「三間四面之堂」で向拝のない木割を11項にわたって述べた後、末項に「一、向拝付之時ハ、向ハ大間程…」(傍点;筆者、以下同)とあり、向拝のない三間堂を基本に向拝付のを付屬的に記しているが、続く「五間四面堂」・「七間四面之堂」・「九間四面之堂」ではいずれも向拝付のみを述べている。

こうしたことから、圓堂①に向拝が記されないのは、三間堂の設計に汎用性を考慮して自由度をもたせたためと察せられ、慶長期祖本の「三間堂」指図としては『諸記集』に整合性があり、『匠明』の指図は、祖本の指図に向拝を付加し、さらに先述の来迎柱の退り立を施し改変された結果と考えられる。したがって『匠明』の〈説文〉に記される向拝に関する事項は、すべて祖本以降『匠明』が編纂されるまでの加筆とみなされ、とりわけ32)・35)・41)は「社記集」の「老間社」(諸社③・圓社④¹⁴⁾)に両書共通してほぼ同内容の記述があり、31)・33)も同「老間社」や『新編雛形』¹⁵⁾あるいは「堂記集」の「三間仏殿」の記述の援用と推される。また2)・30)・34)・36)は、瞥見するところ『匠明』独自の内容と思われるが、たとえば2)について、精緻に体系化された『建仁寺派家伝書』ですら「向拝付之時ハ、向ハ大間程」として中の間と向拝正面柱間を同寸とするところからみれば、中の間より2枝大きく向拝正面柱間を定める『匠明』の記述は精緻・技巧的であり、それは30)・34)・36)の内容程度についても同様といえよう。なお柱形状を示す3)は、角柱とする向拝柱(32))と区別するために『匠明』で加筆されたものと考えられ、平面の枝割の基準である垂木幅に次いで記される4)は、「社記集」-「老間社」の引用とみられる。

2-1-2 立面関係事項 縁の木割に関しては、『諸記集』では〈説文〉に「縁高サ階子五ツ疊」(『匠明』では傍点部が橋)と記すに過ぎないが、『匠明』では指図に描写される他、〈説文〉に5)~7)がある。このうち5)・6)は「社記集」-「老間社」に同内容の記述があり、7)は、各「塔記集」の「三重塔」の項において『諸記集』で「木覆ノ内表ヲ縁板端ニ可用也」、『匠明』で「木覆ノ出ハト同シ」とあるから、これはまさに『諸記集』の表現に直接近似する内容である。

長押・柱貫に関する8)~12)のうち、9)の長押の上の小間(=小壁)の規定は両書で相違する。まず『諸記集』では、「長押ノ上ニ柱半分ノ小間ヲ置、柱穿(=柱貫)有」の後「欄額(=柱貫)七分計」とあるから、長押の上に柱径の0.5倍の小間、その上に0.7倍の柱貫を置

くという順序立った説明である。それが『匠明』では、「上椽(=長押)ハ柱貫上ハヨリ御拝(=向拝)柱穿本ハサミノ可打」とあるものの、柱貫せいは10)の後に、向拝柱径の説明は32)で、いずれも9)以後に記され説明順序としての整合性を欠く。また木割は柱貫(=柱径の0.7倍)上端から向拝柱径(=柱径の0.8倍)を挟むというかなり特殊・難解な説明である。記述内容に誤記がなければ長押上の小間は柱径の0.1倍と算定されるから、柱貫までの壁部分の高さは『諸記集』より低くなるのであるが、これは『匠明』において後述の野地引通勾配とともに改変された結果と考えられる。

9)以外はいずれも『匠明』のみに記される事項であるが、8)・11)は「社記集」-「老間社」の、10)は「塔記集」-「三重塔」の、12)は当巻「三間仏殿」の、引用ないしは応用とみられる。

10)は、腰長押の取付高さを規模に応じて3段階に分け、小規模の建物は高めに、大規模のものは低めに取り付けるという規定である。これが「三重塔」では、「腰長押ハ門腰丈六ニシテハ振分ヲ長押下ハニ可用、但丈六ヨリ大ハ上ハニ可用」(『諸記集』)とあり、2段階と3段階の違いはあるが相通ずる内容である。しかし10)の3段階規定は、「内法真ニ可用」とする部材の抑え所としては不明瞭な規定が加わるだけに、やや技巧的すぎる内容となっている。

12)に関しては、「三間仏殿」において、『諸記集』で「端ノ出用ハ柱ノ為、粽所ト同、其内給用可致」、『匠明』で「同出ハ柱ハ分算ニ、其内給ヤウラスヘシ」(傍点部に訂正痕)と記すが、粽は柱径の0.8倍であるから両書の木割値は等しく、柱1本とする12)とは異なる。しかし木割の手法としては同じと見てよく、むしろ『諸記集』のそれに類似する。

2-1-3 軒・屋根関係事項 組物に関する13)~17)のうち、16)は「老間社」の記述と同内容で、13)~15)・17)は「三重塔」の内容に依拠したものと思われる。ただし13)~15)・17)は、ほぼ同文が『匠明』-「三重塔」に載せられるが『諸記集』-「三重塔」にはない。しかし当内容は、木割値や表現が若干異なるものが『諸記集』-「老間社」にあり、それを具体的に、あるいは時代相を考慮して整備したものが『匠明』-「三重塔」に記されたかと判断されるものであった⁶⁾。

軒の木割を述べる18)~21)のうち、18)・19)は両書ほぼ同量で詳述される「門記集」-「大門」の記述を援用したと考えられる。18)に関連する「大門」の記述は、「枘(=隅木)下ハ椽(=垂木)二本ニシテ少シタク可用也」(『諸記集』)とあり、ほぼ同様と見てよからう。

また19)の茅負の大きさについては、『諸記集』-「三間仏殿」にもあるが、幅を肘木幅と同寸とする点から見て「大門」に類似する。ただし、せいは、「大門」では柱径の0.5倍(両書同様)としており、19)では少し低く規定していることになる。

20)は「三重塔」の引用で、『匠明』より『諸記集』に近似する。

21)は、「老間社」の記述に依拠しながらも圓堂①において若干の改変・整備を施したものである。すなわち「老間社」では、地垂木;4寸、飛檐垂木;2寸3分¹⁶⁾、これと全く同じ数値が五間堂の圓堂②および七間堂の圓堂③に記される。それが圓堂①では地垂木勾配のみを3寸7分と緩くしているのであるが、これは次述の野地引通勾配と同理由による意図的な改変加筆とみなされよう。

屋根の木割に関する22)~28)のうち、22)の野地引通勾配は両書で相違し、『諸記集』の6寸5分に対し『匠明』が6寸3分であり緩勾配となる。この勾配の相違に関して他巻をうかがうと、「塔記集」

表-1 各間四面堂の屋根野地引通勾配

項目	『諸記集』	異同	『匠明』	備考
参間四面堂	諸堂①: 六寸五分	>	四堂①: 六寸三分	(四)妻; 五寸五分
五間四面堂	諸堂②: -	-	四堂②: 六寸五分	
七間四面之堂	諸堂③: 六寸七分	=	四堂③: 六寸七分	
七間四面雨打作堂			四堂④: 七寸	(四)雨打; 五寸
七間四面二重作堂			四堂⑤: 七寸三分(上層)	(四)下層; 五寸二分
九間四面雨打作堂			四堂⑥: -	
拾壹間四面堂			四堂⑦: 七寸	
北京大仏殿			四堂⑧: 六寸三分(上層)	(四)下層; 五寸

※) 四堂⑧の北京大仏殿は、いわば十一間四面堂であるから、参考として本表に入れた。

の「三重塔」から「十一重塔」までおしなべて『匠明』の方が急勾配となっており、それは雨仕舞・意匠とともに時代相を考慮して『匠明』において改変されたと考察した⁶⁾。そうした理由ならば、当項目においては『諸記集』の方が後世の要素をもつことになるが、ここで当「三間堂」の様式は基本的に和様で、その源泉が奈良・平安期の緩勾配屋根と低い壁のいわゆる立ちの低い意匠にあることを想起する必要があろう。つまり『匠明』では、壁部分を低くし屋根勾配を緩くすることで和様のより伝統的な意匠を強調していると思われる。

また別の見方をすれば、『匠明』の野地引通勾配は、「三間四面堂」から「七間四面二重作堂」まで規模に対応して整然とした変化が見られる(表-1)。すなわち四堂①の野地引通勾配は、新たに四堂②に6寸5分と記すがために、諸堂①にある6寸5分を変え6寸3分にする必要もあったものと考えられる。しかしさらに検討すると、四堂①は指図に妻破風の表示を記し入母屋造の屋根形式を基本としているのに対し、諸堂①は、図中の破風表示や24)~27)など入母屋造に関する記述が全くないことから、方形造を前提とするとも思われ、四堂①の屋根勾配は、屋根形式の基本を方形造から入母屋造に変えたがためにより緩く規定されたとも捉えられよう¹⁷⁾。

いずれにしても、両書で相違する22)は、前述の9)とともに、『匠明』における時代性をふまえた意図的改変結果と判断される。

次に23)~25)は、いずれも「三間仏殿」の援用と思われる。まず23)については、「三間仏殿」では「長サ一丈ニ付テ五寸携ニシテ」(諸堂⑧、四堂⑩も同内容)とあり木割値は異なるが、これは7寸3分なる急な野地引通勾配と「下ニテ為輪(=反)カ吉」(諸堂⑧)のみ記述)とする反りを強く見せる唐様の意匠に対しての数値であり、23)の「三寸」携みは、それより緩い6寸3分勾配と屋たるみの少ない和様の屋根意匠を考慮しての内容と思われる。続く24)の破風立所は、「三間仏殿」の「破風丸桁ヲ踏」の援用と見られる。しかしここで、『諸記集』では諸堂①こそ破風立所の記述がないものの、続く諸堂②・③では両項目ともに少ない記述量ながらも破風立所が記されることに留意すべきであろう。この点から察すると、24)の内容は諸堂①で脱落し、さらに23)の内容も、諸堂①にある緩勾配の6寸5分に対して最低限記すべきことと考えれば、24)の直前に記されることも勘案し同時に脱落した可能性がある。しかしながら、これは諸堂①を入母屋造とした場合の考察であり、前述のように方形造を前提とするならば四堂①における加筆となる。

25)の内容は、「三間仏殿」においては『諸記集』で「幅ハ下留ニテ九分計」、『匠明』で「幅ハ下長サニテ九分算」とあるが、『門記集』の「大門」の項においては『諸記集』で「幅ハ下留ニテ寸計」、『匠明』で「腰太サハ下長サニテ九分算」(部)に訂正痕)と木割が相違し、厚さについては『諸記集』の「老間社」に「椽(=垂木)ニ少太ク可致」(両書同内容)とある。いずれにしても、字句・木割値が微妙に異なるこれらの事項を考合・整備したものと考えられよう。

妻梁真すなわち妻壁心の破風からの入込み寸法の規定を述べ

26)は、「門記集」-「大門」の記述の援用と考えられ、『諸記集』には「妻梁真ニシテ椽六枝タテコムト言リ」とあるのが、『匠明』では「妻梁ハ真ニメ五枝立籠ヘシ」と記され、26)の木割値は『匠明』に等しい。ところが、『匠明』-「大門」の傍点部分は、前後の文字に比し濃墨の訂正文字であるところから改変の意識が察せられ、同木割の26)も『匠明』の改変・整備に伴う加筆とみなされよう。

27)は妻野地勾配を特に述べた規定であるが、同じ入母屋造の屋根をもち詳述されるにもかかわらず「三間仏殿」・「鐘楼」・「大門」においては両書ともに記されていない。しかしながら、木版本の『新編雛形』では、入母屋造の「五間社」(平; 7寸5分、妻; 6寸)・「鐘楼」(平; 7寸5分、妻; 5寸5分)・「楼門」(「鐘楼」と同)に妻勾配が記されている。27)の内容は、こうした時代相を反映しての記述と見られる。

28)は、小棟作り(=寄棟造)にした時に、大棟が短すぎないように妻野地勾配を平より急な9寸勾配にするという内容で、同木割の内容は瞥見する限り他に見当たらず、あえていえば当項目独自の内容といえる。しかし、たとえば同様の手法・知識は『建仁寺派家伝書』の「一間四面之堂」の項にあり¹⁸⁾、当時の大工棟梁一般の知識によって記述は可能であると思われる。

2-1-4 部分詳細事項 37)~49)は、多様な部分詳細を述べた事項で、次項目の四堂②③には記されず四堂①のみに代表させて記される。このうち、まず37)・38)・41)は「老間社」の記述と同内容であるが、次の39)・40)は、「老間社」の記述に依拠しながらも四堂①において若干の改変・整備をほどこしたものと考えられる。

39)の擬宝珠柱径は、「老間社」では両書ともに柱径の0.6倍とするのに対し、当項目においては41)の縁束(=主柱径の0.8倍の向拝柱径の0.8倍)の「大面ノ内」¹⁹⁾とする柱径の0.512倍(=0.8×0.8×0.8)、ないしは「但垂式半半吉」とする柱径の0.5倍(=垂木幅(=柱径の0.2倍)×2.5)で、より細く規定している。これは擬宝珠柱に近接する縁束を基準に説明する点からみて、実際の意匠上明確な木割といえよう。しかし、そうであるならば「老間社」でも同様にすべき内容とも思われ、そうしていないのは、祖本に記される「老間社」の擬宝珠柱径は尊重してあえて変えず、39)の内容は祖本にないゆえに自由に創出し得たものと察せられる。

続く40)については、「同擬宝珠ハ其柱片面ノケテ、…上宝玉ノ大キサハ下太サ片面ステ可用」とある箇所が、『匠明』-「老間社」では「上ノ宝玉ノ大キサハ下ヨリ九分コキニ可用、又柱ヨリ擬宝珠モ九分コキニホソクスヘシ」と記され木割内容は全く同じである。しかし、『諸記集』における該箇所は「少頭太クシテ」と記すだけであり、『匠明』の上記部分は結果的に『匠明』における整備と判断される内容であった¹³⁾。したがって、当部分に関連する40)の内容も『匠明』における加筆・整備されたものと考えられる。

他に「老間社」の記述と同内容のものに48)・49)がある。ただし、48)の文中「高サ六ツ割ニメ、四分ヲカブラニスヘシ」と「猪目懸魚ニ可用」は「老間社」には記されないが、前者は「老間社」の「腰ハ三間割」とする高さ・幅の両方向に解される曖昧な表現を明確にしたものであり、後者は中世までの和様堂に一般的な懸魚の意匠を意識して付加整備したものであろう。また49)は、「老間社」で『諸記集』が「八枝木間中踏」、『匠明』が「八枝木間踏」とするところから、四堂①の「八枝ヲ踏ヘシ」の著述の真意を推定すれば、「木間中」ないしは「木間」の脱落の可能性も残される。

また43)は、「三間仏殿」に関連し、両書で若干異なる部分を考慮すると『諸記集』に近似している²⁰⁾。

残る42)・44)~47)は、あえていえば当項目独自の内容といえよう。しかし、いずれも『新編雛形』に載せられる木割要素で、木割値が変化するにすぎない。ただ44)の定規幅の木割は、『新編雛形』では柱径からの比率として定めるのに対し(『建仁寺派家伝書』も同様)、『匠明』では板戸幅からの比率で示すが、これは直前の唐戸幅が唐戸幅から定められることに準じてのことであろう。

以上、当項目において両書で異なる内容はすべて『匠明』体系化に伴う改変であり、『匠明』のみに記される内容の大半も、『諸記集』全5巻や『新編雛形』あるいは当時の大工棟梁一般の知識にもとづき、『匠明』において加筆・整備されたものと判断される。

2-2 「五間四面堂之変」

禪堂②・圓堂②においては指図が大きく異なり、(説文)の記述量は圓堂②のほうが多く、そのうち木割値が相違する点が2箇所、両書のいずれかのみに記載される要素が数箇所ある。

2-2-1 平面関係事項 両書の指図は、正面の柱間は5間で各柱間枝数も一致するものの、側面の柱間は、禪堂②の5間に対し圓堂②では4間で、圓堂②のみに各柱間枝数が記される。ところが東大本『匠明』の指図においては、前項と同じく抹消訂正痕があり、元は禪堂②のごとく側面は5間で、それを4間に訂正して向拝を正面中の間と同幅(=18枝)で描いた後²¹⁾、さらに向拝正面幅を22枝に広げ、その枝数を加筆したと解される(図-4および5の1)~3)、以下)付の数字は図-5による)。つまり『匠明』においては、意識的に側面柱間を5間から4間に改変しているわけで、その理由の1つには、近世の五間堂平面として奥行5間とともに4間のものがかかり多く造られていることから⁹⁾、そうした需要に応じたためとも考えられよう。しかし、逆に見れば奥行5間の五間堂も近世に多数造られており、また奥行6間ではあるが正方形に近い平面をもつ元和5年(1619)の輪王寺常行堂のごとくまさに平内正信による作品もあって、単に需要に応じてのみの改変とは思えない。また、『匠明』東大本の紙幅から判断すると、側面柱間5間の時の図に向拝を書き加える余白が少ないので、側面柱間を1間減じた可能性も考えられるが、『匠明』の著者がそうした安易な理由から改変するとも思えない。そこでさらに検討を加えると、江戸幕府による寺院建築に対する寛文8年(1668)の建築規制²²⁾との関連が考えられる。その規制のうち平面規模に関する事項の要点は「桁行は自由で構わないが、梁間長さは京間で3間を上限とし、四方の鋸葺庇の幅は京間1間半を上限」とすることであるが、実際の運用に際しては「梁間方

向の総間6間を上限」として機能していたようである²³⁾。その観点で圓堂②の梁間寸法を検討すると、正面中の間が18枝で1丈3尺で、梁間方向に当る側面総柱間枝数は60(=14+16+16+14)枝であるから、梁間総寸法は約43.3尺、京間に換算して約6.7間で、6間を少し上回るが、これは中の間を1丈3尺として算定したからである。しかし、江戸期の五間堂の中の間寸法にはこれより小さい1丈~1丈2尺程度のもも多数見られるから、そうした基準寸法を用いるならば圓堂②の側面4間の平面は「梁間総間6間の規制」に適合する²⁴⁾。慶長期よりの家伝とするから規制には無縁とはいえ、比較的中小寺院の堂宇に適用されやすい五間堂だけに²⁵⁾、諸規制実施の範たる幕府作事方大棟梁職の立場を考慮して改変したのではなかろうか。しかし、基準寸法の変更までは意が届かず徹底しなかったわけであろう。

次に柱径は、中の間に対して、禪堂②;「壹寸三分計」、圓堂②;「壹寸式分」と相違する(4)。このいずれが祖本の内容として妥当か、その判断基準の1つに伊藤博士の見解がある²⁶⁾。すなわち、柱長さに対する柱径は視覚的に適当な比で定めるのが望ましいであろうと考え「柱太さ/内法高さ」の比を求めたところ、和様堂の建物における比がほぼ0.15前後と見られるとされた。そこで改めて『匠明』における比を求めると、柱径・内法高さのいずれも中の間に対する比であるから、その数値のみで比を示すと、三間四面堂(0.12/0.75=0.16)、五間四面堂(0.12/0.8=0.15)、七間四面堂(0.13/0.9=0.144)、十一間四面堂(0.12/0.8=0.15)となる。確かに比はほぼ0.15前後といえるが、三間堂から七間堂まで漸減するのが十一間堂で少し大きくなる点は、別の角度からの検討を要しよう²⁷⁾。しかし、特に両書共有の三間堂から七間堂までの規模増大に従う比の漸減、すなわち柱が細長くなる傾向については偶然の結果とは思えない²⁸⁾。その観点で『諸記集』における比を検討すると、三間堂・七間堂は『匠明』と同じであるのに対し、五間堂の禪堂②は(0.13/0.8=0.163)となるから上記の傾向はなくなり0.15からは離れる。

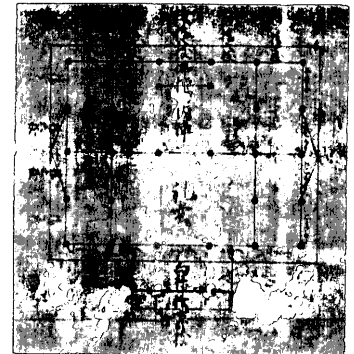


図-4 「五間四面堂」指図(左;『諸記集』、右;『匠明』透写写真)

一致する記述内容			
内容項目			備考
正面中の間柱間枝数°、正面脇の間柱間枝数°、正面隅の間柱間枝数°、奥本備、長間内法(中の間13尺)、組物種類、破風立所			
相違する記述項目			
内容項目	『諸記集』	記述内容	『匠明』
1) 向拝正面柱間枝数°	—	向拝柱廿五枝	〇
2) 側面中の間柱間枝数°	—	拾六枝、拾六枝	〇
3) 側面脇の間柱間枝数°	—	拾四枝、拾四枝	〇
4) 柱径	柱ノ太サ中ノ間ニシテ壹寸三分計、	—	×
5) 長押の上の小間	同ク内法長押上柱間間様保置也、	—	〇
6) 向拝泉行寸法	向拝中ノ間(=18枝)保置也、	—	×
7) 縁高さ	—	—	〇
8) 縁広さ	—	—	×
9) 地垂木均配と野出	—	—	〇
10) 飛椽本均配	—	—	〇
11) 野地引通均配	—	—	〇
12) 破風間	—	—	〇
13) 京築	—	—	〇

図-5 「五間四面堂」の記述内容比較(禪堂②-圓堂②)

したがって柱径の比は 圓堂② の0.12のほうが妥当で、 圓堂② の「卷寸三分」は「卷寸二分」の誤写の可能性が高い。なお先述の輪王寺常行堂では、中の間1丈3尺に対する側柱径1.5尺の比が約0.115で『匠明』の比率に近いことも参考となろう。

向拝奥行寸法は、 圓堂② では説文に 圓堂② では指図に記されるが、 圓堂② の方が2枝大きい(6)。これは『匠明』において、先の向拝正面柱間拡大に伴って指図中に移動・改変したものと考えられる。

2-2-2 立面関係事項 5)の長押上の小間の大きさは、 $\text{圓堂①} \sim \text{圓堂③}$ の記述中唯一の『諸記集』のみに記され『匠明』にない内容である。 圓堂② の小間は「内法長押ト柱貫(=貫)間程程置也」とあり、肘木のせい・幅のいずれとも解されるが、要は柱径の0.33倍 ないしは0.4倍ほどを内法長押と柱貫の小間にするところである。ところが、この小間の規定は次項目の七間四面堂では逆に『匠明』(圓堂③)のみに記され「柱貫上ハヨリ柱壱本袂、上振(=長押)可打」(図-6)とあるから、算定すると柱径の0.3倍の小間となり、 圓堂② の比率に近似する。また『匠明』における小間の規定は、 圓堂③ の後は 圓堂⑦ の十一間四面堂に「長押程(=柱径の0.6倍)」として記されるだけで、 $\text{圓堂④} \sim \text{圓堂⑥}$ には記されない。こうしたことを勘案すると、 圓堂② に見る小間の規定は 圓堂② であって略し、 圓堂⑦ までを踏まえた記述間隔と規則性²⁹⁾を考慮して、 圓堂③ に移動・整備したものと考えられる。

7)の縁高さは、 圓堂② とも異なる木割値で $\text{圓堂①} \cdot \text{圓堂③}$ にそれぞれ独自の木割値が記されることから、 圓堂② で脱落した可能性が高い。しかし続8)は、 圓堂④ と同様『匠明』における加筆と判断される。

2-2-3 軒・屋根関係事項 野地引通勾配11)は、木割説明上重要な要素であるから 圓堂② で脱落したと考えられなくもない。しかし、『諸記集』では他に $\text{圓堂⑩} \text{圓堂⑫}$ に、『匠明』でも $\text{圓堂⑥} \text{圓堂⑪}$ に記されていないことや、 圓堂① (6寸5分)と 圓堂③ (6寸7分)を考合しておよそ察することが可能であることからすれば(表-1)、慶長期祖本当初から記述されなかったとも解されよう。前述の三間堂における両書の勾配相違の理由も考慮して、『匠明』において加筆・整備されたものと考えられる。

11)以外の9)~13)は、いずれも $\text{圓堂①} \text{圓堂③}$ に重複ないしは前後の規則性をもって記され、『匠明』における加筆と判断される。

2-3 「七間四面堂之事」

$\text{圓堂③} \cdot \text{圓堂⑦}$ で述べる木割は、前項までと同じ単層屋根形式の、七間堂の中でも基本的な堂の記述で、裳階の付く 圓堂④ や二層屋根の⑤とは一線を画する。両書で相違する事項が1箇所、『匠明』のみに記される内容が相当数ある。

2-3-1 平面関係事項 両書に、正面・側面ともに7間で、正面と背面に各3間幅の向拝が取り付く指図が載せられる。柱間枝数は、各面の数値が全く同じ正方形平面であるゆえに、 圓堂③ では側面の記述を祖本伝来時より略しているものとみられる。しかしながら、 圓堂③ の指図中に全く記されない扉・窓の表示は、前2項目の指図には記されることからすれば、『諸記集』において脱落したと思われる(1)、以下)付の数字は図-6による)。

向拝奥行寸法も 圓堂③ の指図のみに記されるが(2)、 圓堂③ の指図に2本の柱欠落が認められる写筆の状態から察して同図における脱落とも、また前項目で「中ノ間程出也」と記すゆえに本項目では略したとも解されるが、 圓堂② の指図で加筆・整備されたと判断したのと同数値の「廿枝」であるから、『匠明』において加筆・整備された可能性も否定できない。

また3)の垂木幅も、前2項目いずれにも記されるところから『諸記集』における脱落ともみられるが、当項目の簡潔な記述からして同木割ゆえの祖本当初からの省略とも思われ『匠明』における加筆・整備の可能性を無視することはできない。

以上の事項よりかなり離れて記される17)~22)は、向拝に関する規定であるが、三間堂で考察したのと同様、すべて『匠明』における加筆と考えられる。なお、22)の文中に「橋隠」とあって傍点部に抹消訂正痕が認められる。指図には両書共通して「階隠」と記され、また他巻をうかがうと「社記集」では『諸記集』が「階子」、『匠明』が「橋子」で統一されていることからすれば、祖本は「階隠」

表-2 各間四面堂の破風立所

項目	『諸記集』	『匠明』
参間四面堂	圓堂① -	圓堂① : 丸桁外面ヲ踏
五間四面堂	圓堂② : 端ノ間ヲ踏也	圓堂② : 端ノ間ヲ踏ヘシ
七間四面之堂	圓堂③ : 角次ノ間真ヲ踏也	圓堂③ : 角之間真踏可用
七間四面雨打作堂		圓堂④ : 端ノ間真ヲ踏ヘシ
七間四面二重作堂		圓堂⑤ : 角ノ間半分ノ所ニタテ可用
九間四面雨打作堂		圓堂⑥ -
拾壹間四面堂		圓堂⑦ : 入端ノ貫ニ可立シ
北京大仏殿		圓堂⑧ -

一致する記述内容		相違する記述内容		備考	
内容項目		記述内容		備考	
1) 扉・窓の表示*	二	上流子…、トヒラ…	×	○	『諸記集』における脱落。
2) 向拝奥行寸法*	二	廿枝	△	△	『匠明』における加筆か。
3) 垂木幅	二	五寸ノ割程分ヲ踏分ニ三間、	△	△	『匠明』における加筆か。
4) 長押の上の小間	二	圓柱貫上ハヨリ柱ノ本袂、上振可打、	○	○	『匠明』における加筆。
5) 腰及押位置	二	腰掛ハワリノワケヨリ下ヲ可用、	○	○	『匠明』における加筆。
6) 階子せいの数	二	階子成ハ五分、七寸可、	○	○	『匠明』における加筆。
7) 縁高さ	二	圓柱貫サハノ本裏踏ヘシ、	○	○	『匠明』における加筆。
8) 相物種類	二	一、扱物三手先ニモ、太極可用、但武手ニモ、ノ又扱手先ニモ可用、	○	○	『匠明』における加筆。
9) 地盤木の柱出	二	二、槍、太極六枝、但七枝も可用、	○	○	『匠明』における加筆。
10) 地盤木の勾配	二	四寸ノ流配ニ、	○	○	『匠明』における加筆。
11) 飛椽垂木の柱出	二	小流五枝ニ、	○	○	『匠明』における加筆。
12) 飛椽垂木の勾配	二	式寸三分ノ配ニ可用、	○	○	『匠明』における加筆。
13) 茅葺の反り	二	圓柱貫輪、柱貫木ノ輪可用、	○	○	『匠明』における加筆。
14) 破風立所	破風ノ立所ハ角次ノ間真ヲ踏也、	×	一、破風立所、角之間真踏可用、	○	『匠明』の改変、傍点部に訂正痕。
15) 破風輪	二	圓ノ輪ハ下ハ三ノ八分、	○	○	『匠明』における加筆。
16) 裳階	二	四支梁直ノ八枝立筋、但武重梁ニ可用、	○	○	『匠明』における加筆。
17) 向拝軒の出	二	二、向拝除拾枝出、	○	○	『匠明』における加筆。
18) 向拝飛椽垂木	二	飛椽ハ木下下ノ窓ツミチカケ可用、	○	○	『匠明』における加筆。
19) 向拝の枋柱、椽鉸	二	ツミチカケ、把鉸ノ風拾枝出スヘシ、	○	○	『匠明』における加筆。
20) 向拝の梁行間	二	四梁行間ハ把鉸風長サニツツ分、ヲモノ貫面ヨリ向拝ノ柱貫ニ可用、	○	○	『匠明』における加筆。
21) 向拝階子	二	但橋子ヲ用、見合ヘシ、	○	○	『匠明』における加筆。
22) 裏表に向拝の時	二	二、裏表ニ向拝ノハ、表ヲハ向拝ト云リ、向ノ裏ヲハ橋隠ト云リ、但後詳共云リ、	○	○	『匠明』における加筆。
23) 木割	二	右残所之木割ハ三間堂ト同シ可用、	○	○	『匠明』における加筆。
24) 四十九院の事	二	此七間四面ノ事ハ、其間ヲ算テ四拾ノ九院ヲ表セリト云リ、	○	○	『匠明』における加筆。

図-6 「七間四面堂」の記述内容比較(圓堂③-圓堂③)

で、それを^③の指図のみ訂正し得なかったものと察せられる。

2-3-2 立面関係事項 長押上の小間の規定4)は、前述のごとく、前項目よりの移動加筆と考えられ、また5)は「三重塔」の援用で、中間を1丈5尺とするから「フリワケヨリ下エ可用」と一定される。

6)は前項目で両書ともに記されていないことからすれば、当項目における加筆であろう。なお両書ともに記される縁高さは「柱三本半疊」であるから、縁より一段下がった所まで置かれる「橋子成ハ五分算、七ツ可疊シ」は六の誤りと考えられる。

続く7)は、前項目まで同様、『匠明』における加筆であろう。

2-3-3 軒・屋根関係事項他 8)~16)のうち、14)の破風立所の規定は両書で木割が相違する。すなわち破風立所を、『諸記集』では「角次ノ間真」、『匠明』では「角之間真」(傍点部に訂正痕)としている。『匠明』における和様堂の破風立所は、すでに指摘されるように³⁰⁾、三間堂から十一間堂まで規模拡大にともなって次第に内側に置かれ、破風が大きすぎないように屋根全体の量感が減少するように規定される(表-2)。それに対し『諸記集』は当項目の七間堂までしか記載されず、それを「角次ノ間真」とし、かなり内側に破風を立てる規定としている。しかし、この規定をそのまま七間堂に用い破風立所を変化させるならば、十一間堂ではさらに内側に立てることになり、屋根の意匠はかえって均衡を失うことになる。つまり『匠明』では、「角次ノ間真」すなわち「入端ノ真」を最大規模の十一間堂に適用し、もとは七間堂に規定された「角次間真」を「角之間真」に訂正し和様堂全体の体系整備を図ったものと察せられる。

14)以外の8)~16)は、当巻「三間仏殿」や他巻に類似の規定があり、『匠明』における加筆と考えられる。

最後に記される23)・24)も、『匠明』の体裁整備にともなう加筆と思われる。特に24)は、七・七=四十九と語呂合せをし、行基開創にかかわる奈良時代以来の伝統的な49ヶ所の寺院を説き、ひいては平内家の和様の正統たる由緒を強調しているわけであろう。

結

「堂記集」の記述内容について、特に『諸記集』以来の相応項目規範としての和様堂の木割項目を詳細に比較検討していった結果、以下のような特質が指摘できる。

i 『諸記集』の記述は、部分的に誤写・脱字があるにしても、祖本の内容がすべてである。

ii 『匠明』のみに記載される多数の内容と両書で相違する数箇所は、『諸記集』における2箇所(脱字)と1箇所(誤写)以外は、すべて『匠明』の学理体系整備を意識しての加筆・改変と考えられる。

iii 平面に関する『匠明』の加筆・改変内容には、来迎柱後退による内部空間拡大および向拝を充実させての正面意匠規範化に加え、寛文8年(1668)の寺院建築規制を意識した可能性が認められる。

iv 立面および軒・屋根に関する『匠明』の加筆・改変事項には、壁面を低くし屋根勾配を緩くしての和様建築意匠の強調とともに、十一間堂までの木割体系拡充の意図が認められる。

v 部分詳細に関する内容が『匠明』の三間四面堂のみにあることは、『匠明』の和様建築書体系化の指針を示すものと評価できる。

以上、特に『匠明』における和様堂の設計規範の学理体系整備の背景には、その正統を意識する大工棟梁家としての和様建築設計書の拡充整備を図ろうとする強い指針とともに、規範となるべき幕府

作事方大棟梁家職としての指導的立場を時代に応じて維持・継承せんとする、特に寛文期以降の時代相が読み取れるが、唐様・半唐様を含めた「堂記集」全体の時代相については別稿による。

注

- 河田克博・鹿和曾・内藤 昌「四天王寺流基幹本の旨誌と構成」(『日本建築学会計画系論文報告集』第412号平成2年6月所収)。
- ①に「右之図ハ半唐用ニテ、五山仏殿ナドニ可用」とあり、今日のいわゆる折衷様を説いているが、本研究では、この語を用いて考察する。
- 『匠明』記載の大仏殿は、慶長15年(1610)に起工し同17年に大略完成した慶長度大仏殿で、上層が下層平面より周囲の柱間1間分連続する裏階形式である点が、上・下層同大平面の天正度と大きく異なる(伊藤要太郎校訂『匠明』および同著『匠明五巻考』; 昭和46年鹿島出版会刊、内藤 昌・中村利則「ミヤコの姿貌—衆楽第と大仏殿—」; 『近世風俗図録9—祭礼(二)—』昭和57年小学館刊所収、内藤 昌・渡辺勝彦・岡本真理子・鹿和曾・河田克博著『愿子見記の研究』; 昭和63年井上宮院刊)。
- 『建仁寺派家伝旨』(全14冊、東京都立中央図書館蔵)や『(清水家伝来目録)』(全9巻、金沢市立図書館蔵清水家文庫蔵)等には円堂の木割は見られない。
- ②「学殿之図」は、その記述の裏面に立面図を収める。
- 河田克博・鹿和曾・内藤昌「四天王寺流基幹本「塔記集」の内容的特質」(『日本建築学会計画系論文集』第489号平成8年11月所収)。
- 中川武「匠明」と『諸記集』について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和53年9月所収)。
- 現在伝わる東大本『匠明』は、伊藤博士の考案で、とりあえず元禄10年(1697)~享保12年(1727)頃の成立としている(伊藤要太郎前掲注3)。
- 藤井忠介「第3章 近世社寺建築の諸問題—第1節 天台真言宗系寺院建築」(『近世社寺建築の研究 第1号』; 昭和63年奈良国立文化財研究所刊所収)。
- 『(林宗廣)木権』(天正5年-1577-、東京都立中央図書館木子文庫蔵)や『(孫七寛)』(慶長20年-1615-、名古屋工業大学蔵)など江戸前期以前の木割図においては退り立の記述がない。また三間仏殿であるが、『(甲良宗賢伝来目録)』-「禪家加藍図」(貞享2年-1685-記、静嘉堂文庫蔵)に「三間仏殿すより立」と退り立てない「三間仏殿」が併記される他、『(柏本政等伝来目録)』(元禄2年-1689-、竹中工道具館蔵)や『(清水家伝来目録)』-「禪家金山寺図」(元禄14年-1710-~元文4年-1739-頃記)では退り立の平面のみが記される。なお公刊木版本『新編拾遺大工規矩尺集』(元禄13年-1700-刊)の「三間四方殿摩堂」の項に「来迎柱の立所は脇の面ふりわけまでさしらせて」とある。
- 「三間仏殿」の来迎柱径は、『諸記集』で「鶯恰(=側)柱ニ二分増也」とあるのが『匠明』では「中ノ間ニノ寸三分算」と記される。
- 本稿を含めた古典建築関係の論考において、図に併記される記述と区別するために、文章のみで説いた記述を、特に(説文)と略記する。
- 延宝5年~宝永末年頃(1677~1710)頃。前注4)の他、河田克博・渡辺勝彦・内藤 昌「江戸建仁寺流系本の成立」(『日本建築学会計画系論文報告集』第383号昭和63年1月所収)、河田克博著『日本建築古典叢書3 近世建築—宮堂雛形2 建仁寺流』(昭和63年大龍堂書店刊)参照。
- 河田克博・鹿和曾・小川英明・内藤 昌「四天王寺流基幹本「社記集」の内容的特質」(『日本建築学会計画系論文集』第449号平成3年7月所収)。
- 明暦元年(1655)刊の木版本。国立国会図書館蔵。
- 『諸記集』では地垂木勾配が記されておらず、それは『諸記集』における脱落と推断したが(前掲注14)、近年発見された慶安4年(1651)の奥書と『諸記集』に類似の記述内容をもついわゆる庄内本「社記集」には地垂木勾配が記されており、上記の考察が裏付けられる(永井康雄・飯淵康一「匠明・社記集」の成立過程について」; 『日本建築学会計画系論文集』第487号平成8年9月所収)。
- たとえば『建仁寺派家伝旨』-「諸堂」の「三間四面之堂」では、入母屋造の屋根勾配を7寸、方形造のそれを7寸3分とし、入母屋造のほうをより緩く規定している。
- 『建仁寺派家伝旨』-「諸堂」の「一間四面之堂」に、「小椽作に致し候ハ平の勾配六寸二掛、妻の勾配七寸五分に掛て小椽の長方定むへし」とある。
- 大面内については、「老問社」の浜縁東柱径の規定で、『諸記集』が「太床柱太免内」とするのを『匠明』で「縁東柱拾内」に記すが、この場合両書で特に浜縁東柱径が異なるとは思えず、大面内=拾内=面内として差し支えない。
- 「三間仏殿」の唐戸の幅は、『諸記集』で「…二ツ二割カマテニシテ」とあるのが『匠明』では「…二ツ二割カマテノ幅ニシテ」と記す。
- 向拝柱と正面中の間の両柱を結んだ線の抹消痕がある。
- 「神社之部—寛文八年二月」の令(高柳真三・石井良助編『御賜書寛保集成』; 昭和9年岩波書店刊所収)。
- 光井涉「寺院建築に対する梁間の規制について」(『建築史学』第22号平成6年3月建築史学会刊所収)。
- たとえば『匠明』五間堂と同じ正面5間・側面4間の平面の寛永寺清水堂(寛永8年-1631-)の間は1丈で、側面(=梁間縁間)は京間で5間3尺1寸である(『寛永寺清水堂保存修理工事報告書』平成8年12月刊)。他、各『修理工事報告書』参照。
- 寛文8年の建築規制の対象・目的とするのは、多数の中小寺院であった(前掲注23))。
- 伊藤要太郎著『匠明五巻考』(前掲注3))。
- 三間堂から七間堂まで増大する内法比率が十一間堂で再び減少するために「柱太さ/内法高さ」の比の傾向が一定しないところから、内法高さの比例基準を「内法高さ/縁間」に求め、そこに一貫した傾向があることが指摘されている(中川武「匠明堂記集」における規模の変化と木割の方法について」; 『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和54年9月所収)。
- 『建仁寺派家伝旨』-「諸堂」における「柱太さ/内法高さ」の比は、三間堂から七間堂まで一定で、九間堂でわずかに減少し、『匠明』ほどではないが同傾向といえよう。
- 小間の大きさは、①で柱径の0.1倍、②で同0.3倍、③で同0.6倍と、規模にともなう増大傾向が認められる。
- 中川武 前掲論文(注27))。

(1997年2月10日原稿受理、1997年9月5日採用決定)